

松戸市シティプロモーション推進事業

PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松戸市（以下「市」という）が持つさまざまな魅力や価値（暮らしやすさ、交通の利便性、都市と自然の融合、子育てのしやすさ、人とのつながり等）を、都心や近隣区市を中心に全国へ向けて発信し、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・WEB等のメディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動（メディアリレーション業務）等を行って、メディアへの露出獲得強化による、より一層の本市の認知度や知名度・都市イメージの向上、本市への注目度の向上および話題化づくりを目的として、民間の優れた知識や経験・実績・コスト意識等を活用するため、複数の事業者から企画提案を求めるものです。

1. 件名

松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託

2. 業務内容

松戸市シティプロモーション推進事業 PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書（別紙1）の定めるところによります。

3. 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4. 業務規模限度額

8,856,000円以下（税込）

5. 参加資格要件

企画提案書等を提出する者（以下「応募者」という）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

(1) 公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会に加入しており、登録会員

社名と同一であること。

- (2) 戦略的なPR業務及びメディアリレーション業務を、業務内容の中心としているPR会社であること。（広告出稿が主体ではないこと）
- (3) 過去において、各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動・メディアリレーション業務・プロモーション支援活動等を行って、パブリシティとしてメディア露出を獲得した実績等を有すること。
- (4) 本社又は支社が、東京都内又は千葉県内にあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 本事業の参加表明届提出日までに、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置および指名除外措置を受けていないこと。
- (9) 松戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと。

6. 資料配布

(1) 配布方法

募集要領（本書）およびその他の配布資料については、市ホームページにおいて公開します。

(2) 配布期間

平成30年5月30日（水）から平成30年6月22日（金）17時まで

(3) 配布資料

- ・松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託募集要領（本書）
- ・様式1 参加表明届
- ・様式2 質問書
- ・様式3 参加辞退届
- ・様式4 業務履行体制および責任者・担当者一覧
- ・様式5 誓約書

- ・ 様式 6 業務実績書
- ・ 別紙 1 松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書
- ・ 別紙 2 企画提案書作成要領

7. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

- ・ 公募開始 平成30年5月30日（水）
- ・ 質問書の受付締め切り 平成30年6月11日（月）17時
- ・ 質問書に対する回答 平成30年6月18日（月）まで
- ・ 参加表明届の受付締め切り 平成30年6月25日（月）17時
- ・ 企画提案書等の提出締め切り 平成30年7月2日（月）17時
- ・ プレゼンテーション・ヒアリング審査 平成30年7月10日（火）午後
- ・ 審査結果の通知 平成30年7月12日（木）以降
- ・ 契約締結 平成30年7月中旬（予定）

8. 参加表明書の提出

（1）提出書類

- ア 参加表明届（様式1） 1部
- イ 業務実績書（様式6） 1部

（2）提出期限

平成30年6月25日（月）17時〔必着〕

（3）提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

（4）提出場所

〒271-8588 松戸市根本387番地の5（松戸市役所 新館5階）
松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室
電話：047-366-7320（直通）

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部

企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成したものとなります。業務履行体制および責任者・担当者一覧（様式4）、見積書（任意書式）も含めてください。

※企画提案書データは電子媒体（1部）に保存の上、あわせて提出してください。

イ 添付書類

- ① 法人の登記事項証明書または身分証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ② 納税証明書（国税）「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」（発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ③ 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）（直近2年分、発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ④ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、原本）1部
- ⑤ その他、市が必要と認める書類

(2) 提出期限

平成30年7月2日（月）17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

(4) 提出場所

8.（4）と同様

10. プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 日時

平成30年7月10日（火）午後

(2) 場所

松戸市役所本庁舎内（千葉県松戸市根本387番地の5）

※日時・会場等の詳細については、参加表明届提出の受付終了後、直ちに通知します。

(3) 時間

各事業者40分程度（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

※審査会への入室は4名までとします。

※プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、マイクは、市において用意しますが、その他機材については提案者が持参することとします。

（パソコンとプロジェクターをつなぐケーブルについては、ご持参ください。）

※当日のプレゼンテーション資料は、提出された企画提案書とします。やむをえず、企画提案書の変更および差し替え、追加資料の配布がある場合には、事前協議するものとします。

11. 質問、回答

(1) 質問等の受付について

ア 提出書類

質問書（様式2）

イ 提出期限

平成30年6月11日（月）17時〔必着〕

ウ 提出方法

シティプロモーション担当室宛てに、電子メールで書類を添付し提出

エ 提出先

松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室

E-mail : mcpromo@city.matsudo.chiba.jp

(2) 質問書に対する回答

ア 回答日

平成30年6月18日（月）までに回答

イ 回答方法

電子メールにて送付

(3) 注意事項

事業内容等に関わる回答については、「松戸市シティプロモーション推進事業 PR戦略及びメディアリレーション等業務委託募集要領」等の追加または修正とみなします。

12. 選定方法

(1) 委託事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、松戸市シティプロモーションPR戦略及びメディアリレーション等業務委託業者選定審査会（以下「選定審査会」という）の委員が提出された企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリングの優秀性について審査し、合計点の高い者から順に最優秀提案者および優秀提案者を選定します。

選定審査会における選定結果を踏まえて、市は、優先交渉権者および次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議、契約の交渉を行います。契約に至らなかった場合、次点交渉権者と協議し契約の交渉を行います。

なお、提案者が1者のみであった場合も審査は実施します。

(2) 審査方法

ア 選定審査会の委員が（3）の審査項目に基づき、企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリング等の内容を審査します。

イ 合計点数が最も高い事業者を最優秀提案者と選定することとし、上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

ウ 合計点数の平均点が200点満点中110点に満たない応募者については、交渉権者として選定しません。

(3) 審査項目

審査項目・視点	審査内容
1. 提案業者の信頼性・実績（40点満点）	
会社概要	戦略的なPR業務及びメディアリレーション業務を、業務内容の中心としているPR会社であるか。
	会社概要や事業内容など、信頼性のある会社であるか。
業務知識・実績	本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。
	過去に、各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動（メディアリレーション業務）を行って、露出を獲得し

		た実績はあるか。
2. 本業務への取り組み (20 点満点)		
実施体制	業務を実施するための適切な体制・人員配置がされているか。	
	市との連絡・調整が速やかに行える体制か。	
積極性	業務に対する取組姿勢に積極性や熱意を感じるか。	
3. 本業務の企画・内容 (130 点満点)		
企画の 視点・作成力	本市の認知度や知名度・都市イメージを向上させる企画になっているか。	
	本市の注目度を高め、話題化づくりにつながる企画になっているか。	
	本市の魅力や現在進めるプロモーション活動、市が進める施策などを独自に調査・研究し、それらを取りまとめた資料（レター）を活かした企画になっているか。	
	どのようなメディアに、どのようなPR活動を行うか、具体的な企画提案がなされているか。	
	複数のメディアや手法を組み合わせることで、露出の相乗効果をねらうような企画になっているか。（単体のメディアへの露出になっていないか）	
企画の実行力 ・表現力	専門的ノウハウなどを活かし、各種メディア露出獲得のための独自のルートや強みを持った企画となっているか。	
	企画の実行性や現実性が説明できており、各種メディアへの露出獲得（特にテレビ）の実現性が高い企画であるか。	
	仕掛けづくりやメディアへのアプローチ方法が、各種メディアに取り上げてもらうために効果的なものとなっているか。	
	プレゼンターの説明は分かりやすかったか。	
4. 提案金額 (10 点満点)		
概算見積り	価格点は選定審査会で定めた計算式に基づき算出	
合計 200 点満点		

(4) 事前審査

提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定審査会において、あらかじめ(3)の審査項目において事前審査を行い、上位5社がプレゼンテーション・ヒアリング審査を受けることができるとします。

(4) 事業者選定結果通知

最終選考結果は、各社宛てに平成30年7月12日（木）以降に文書で通知します。
また、市ホームページ等で公表します。

13. 契約の締結

- (1) 委託事業者として決定された者は、松戸市シティプロモーション推進事業 PR戦略及びメディアリレーション等業務委託に関わる契約書を市と締結します。
- (2) 委託事業者として決定された者は、市と契約を締結する際、市に対して誓約書（様式5）を提出してください。

14. 失格事項

- (1) 本要領に定める事項以外の方法により、市職員および市関係者へ提案に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、業務規模限度額を超過している場合
- (3) 提出方法および提出期限に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 5. の参加資格要件を満たさない場合
- (7) 様式に適合しない場合（記載すべき事項以外の内容が記載されている場合）

15. その他

- (1) 企画提案書の提出は、1社につき1件とします。
- (2) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更および差し替えは認めません。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- (5) 市は、企画提案者等の提出書類を事業経過説明等に無償で利用することができます。なお、事業経過説明等以外には利用しないこととします。
- (6) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止します。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。

16. 関連情報を入手するためのお問い合わせ先

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5 (松戸市役所 新館 5 階)

松戸市総合政策部広報広聴課シティプロモーション担当室 担当：堀内・板花・斎藤

電話：047-366-7320 (直通)

E-mail：mcpromo@city.matsudo.chiba.jp